

令和5年11月16日会議概要

第1 日時

令和5年11月16日（木）午前9時20分から午後0時15分までの間

第2 出席者

増田委員長、在田委員、池坊委員、森委員、森田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長等

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

(1) 現場鑑識競技会・交通鑑識技能競技会（11月9日）

委員から、「現場鑑識協議会では、床に低くかがんでライトをかざす等、細心の注意を払いながら作業を行っている様子を見て、大変なご苦勞をされているのだと実感した。このような地道な作業の積み重ねが検挙に繋がる一方で、少しの遺漏でも公判維持に支障が出るという重大な職責を担いながら日々努められておられると感じた。また、交通鑑識技能競技会では、綿密な交通鑑識活動の一端を見せていただいた。競技会後に、時速40キロで走行する自動車が、横断中の自転車に衝突する実験を見たが、想像以上に大きな音がして相当な衝撃があると感じた。交通鑑識技能の向上の必要性和悲惨な事故をなくしたいという思いを新たにした。」旨、報告があった。

(2) 令和5年京都府警察職員殉職者慰霊祭（11月10日）

委員から、「毎年、このように57柱の御霊の慰霊を行っておられることに改めて厳肅な気持ちとなった。殉職は、警察官にとって最も重い出来事であり、そこに思いを馳せながら日々の業務に精励していこうとされる皆さんの姿に尊さを感じた。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 京都府警察公式Instagramの開設・運用について

総務部長から、これまでから警察広報にフェイスブックやYouTube等のSNSを活用してきたが、今回、新たにInstagramを公式に運用していく旨、報告があった。いわゆるインスタ世代へのアプローチや外国人向けの観光安全情報の発信を目的としており、多くの方々に利用していただけるよう様々な工夫をしていきたいと考えている旨、説明があった。

委員から、「Instagramは重要なSNSのツールなのでよろしく願います。」旨、発言があった。

(2) 生命保険協会京都府協会との「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」の締結について

生活安全部長から、これまで生命保険に関連する犯罪防止を目的として連携を図ってきた一般社団法人生命保険協会京都府協会（生保協会）と、特殊詐欺被害の防止を重点とした協定を締結する旨、報告があった。本協定は、生命保険を解約したものが特殊詐欺被害の原資となっているという現状を踏まえて、全国的に締結する動きがある中で今回の締結に至ったものであるが、当府警独自の取組として、被害を防止する社会気運の醸成に関

する活動のほか、現在取り組んでいる「ながら見守り」をさらに推進するため、生保事業車両に啓発ステッカーを取り付け、事業活動を通じて見守り活動を行う。11月24日の協定締結式終了後、「ながら見守り」車両の出発式や、ゼスト御池において生保協会との合同広報活動を実施する旨、説明があった。

委員から、「こうした活動をさらに充実していただきたい。」旨、発言があった。

(3) 京都府児童相談所との児童虐待対応合同訓練の実施について

生活安全部長から、11月20日警察学校において、京都府域の児童相談所と合同で、児童虐待対応訓練を実施する旨、報告があった。11月の児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて実施するもので、通告件数等が昨年と比べて増加傾向にある中、いち早い子供の安全確保、迅速的確な措置を重点として、警察から約30人、府域の児童相談所から約30人が参加するほか、京都市児童相談所からも6人が参加する。

委員から、「訓練の様子を撮影して、教養効果が上がるように工夫していただきたい。」旨、発言があった。

(4) 投資詐欺グループによる出資法違反の検挙について

生活安全部長から、生活保安課及び下京警察署は、化粧品販売事業への投資名目で多額の現金を不正に預かったとして、11月9日、会社役員男性ほか5人を出資法違反により検挙した旨、報告があった。今後、組織の解明や壊滅、犯罪収益の剥奪を念頭に置いて捜査をすすめていく旨、説明があった。

委員から「このような詐欺話は後を絶たないが、地道に捜査して検挙していくことが最大の抑止だと思う。よろしく願います。」旨、発言があった。

(5) 恒心教メンバーによる不正指令電磁的記録供用等事件の検挙について

生活安全部長から、サイバー捜査課及び東山警察署、関係府県の合同捜査本部は、音楽グループの公式オンラインショップに不正プログラムを組み込み、利用者のクレジットカード情報を入手したとして、20代の無職の男性を不正指令電磁的記録供用等で検挙した旨、報告があった。本件は、偽のサイトに誘導されるフィッシングとは異なり、正規のサイトに情報を入力して、それが置き換えられた不正なプログラムによって転送される新たな手口であり、正規のサイト利用のために被害者側が気づきにくく、事案の発覚が遅くなるという特徴がある。今後、証拠品の精査等必要な捜査を尽くし、実態の解明に努める旨、説明があった。

委員から、「サイトの運営管理者による定期的なチェック、監視が必要。防ぐことはできなくても、早期に気づくことができる。今後はそのような観点から、抑止していくことが必要だと考える。」旨、発言があった。

(6) 特殊詐欺事件の検挙について

刑事部長から、組織犯罪対策第二課及び東山警察署は、令和4年10月5日、札幌市居住の高齢女性に対して息子を名乗り現金が必要である旨の電話をかけて、現金を騙し取ったとして、本年11月7日、暴力団幹部の40歳代の男性を検挙した旨、報告があった。また、男性は特殊詐欺グループの首謀者とみており、このグループのメンバーとみられる「受け子」や「現金回収役」を17人検挙、このグループの犯行による被害は全国に及んでおり、引き続き捜査をすすめていく旨、説明があった。

委員から、「首謀者を検挙できたことは、画期的だと思う。」旨、発言があった。

(7) 令和6年度京都府警察嘱託警察犬審査会の開催について

刑事部長から、11月28日警察学校において、来年度の嘱託警察犬の審査を行う嘱託警察犬審査会が開催される旨、報告があった。同審査会については、京都府内で飼育され、嘱託警察犬としてふさわしく健康で訓練された犬を対象に、足跡追及、臭気選別、搜索の3科目について審査を行う旨、説明があった。

委員から、「警察犬の体制整備のために欠かせない事業だと思う。よろしく願います。」旨、発言があった。

(8) 死傷者多数交通事故を想定した被害者等支援連携訓練の実施結果について

交通部長から、11月14日、被害者等支援に係る現場対処能力の向上や関係機関との連携強化を図るため、一般社団法人日本DMORT、学校法人瓜生山学園の学生等の参加を得て、警察学校で死傷者多数交通事故を想定した被害者等支援連携訓練を実施した旨、報告があった。また、今回の訓練を糧に、今後、中長期支援を視野に入れた初期支援訓練を実施することを検討している旨、説明があった。

委員から、「異例時の事案対応訓練は極めて重要である。異例時は誰かが冷静沈着に対応してくれることを求めるものである。訓練では、遺族役が、『(警察官に) 目を見て話してもらい安心した。』旨の感想を述べておられ、それが果たされていると感じた。」旨、発言があった。

(9) 年末に向けた交通死亡事故抑止対策の強化について

交通部長から、11月に入り夕暮れ時間帯の交通事故が多発する中、小学生が犠牲となる死亡事故が発生する等、昨年の死亡事故件数を上回る等極めて厳しい交通情勢にある。こうした中、11月10日から12月31日までの間、運転者対策として取締りを強化するほか、薄暮時間帯の警戒活動、道路を横断する高齢者に対する安全指導等、年末における交通事故防止のため、活動を強化していく旨、説明があった。

委員から、「発生状況の説明を受け、非常に強い危機感をもって取り組まれていることがわかった。様々な施策の実行をよろしく願います。」旨、発言があった。

(10) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（10月申請分）

警備部長から、令和5年10月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(11) 監察案件（1件）

首席監察官から、監察案件1件について報告があった。

3 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、15件の行政処分を審議した。

4 個別決裁

(1) 京都府公安委員会告示の一部改正について

総務部参事官から、平成19年京都府公安委員会告示第70号（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等）を一部改正し、古物営業に関する届出を新たに1件追加することについて説明があり、審議の上、決定した。

(2) 行政不服審査裁決取消請求事件の発生及び応訴について

監察官室訟務官から、令和5年10月2日、京都府公安委員会を被告とする行政不服審査裁決取消請求事件が京都地方裁判所に提起された旨、説明があり、棄却を求めて応訴することを決定した。

(3) 公安委員会苦情等（受理3件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛の苦情等申出に関して、受理3件の報告があり、処理方針を決定した。

5 個別報告

(1) 警察職員の定員に関する条例の一部改正について

警務部長から、定年引上げ期間中、定年退職者が発生しない年度が生じることから、警察官の採用者数の平準化を図り、定年退職者が発生しない年度の翌年度に特例的な定員を措置するため、条例を一部改正する旨、報告があった。

(2) 人事異動

警務部長から、人事異動について報告があった。

(3) 少年補導功労者表彰及び研修会の実施状況について

少年サポートセンター副所長から、少年補導功労者表彰の基準、少年補導委員に対する研修会等について説明があった。

(4) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。